

は し が き

本研究部報告「第6回犯罪被害実態（暗数）調査－安全・安心な社会づくりのための基礎調査－」は、法務総合研究所が、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者に関する総合的研究」の一環として、「精神障害を有する者等の性犯罪被害に関する研究」とともに進めてきた調査・研究の結果であって、我が国における犯罪被害実態等の一端を明らかにすべく取りまとめたものである。

これまで、法務総合研究所では、警察等の公的機関に認知されていない犯罪件数、すなわち暗数について、国際犯罪被害実態調査（ICVS: International Crime Victims Survey）の調査項目に準拠した調査研究を重ねており、平成12年（2000年）の第1回調査を皮切りに、平成31年（2019年）の第5回調査までおおむね4年ごとに調査を実施し、犯罪白書及び研究部報告等においてその結果を報告してきた。その後、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づいて決定された第4次犯罪被害者等基本計画（令和3年3月閣議決定）においても、「犯罪被害の動向及び犯罪被害者等施策に関する調査の実施」が盛り込まれるなど、犯罪被害の実態を把握することへのニーズがより一層高まる中、今般、第5回調査から5年が経過した令和6年（2024年）に第6回目の犯罪被害実態（暗数）調査を実施するに至った。

第6回調査では、回収率の向上や精度の高いデータの収集を目指して調査方法等の改善を行ったほか、近年の犯罪情勢や社会的なニーズを反映した調査内容となるよう、あおり運転及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布を新たに加え、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を尋ねる質問を新たに設けるなど調査項目の見直しを行った。また、本報告書においては、犯罪被害の実態や被害申告の状況等を様々な観点から分析するとともに、第5回調査までの調査結果との経年比較等を行うことにより、我が国の犯罪情勢や治安に対する国民の認識の変化等を捉えることを試みた。

本報告書が、犯罪動向のより正確な把握や、犯罪防止対策・被害者支援施策の充実・強化のための一助となれば幸いである。

最後に、何よりも本調査に御協力を頂いた国民の皆様にご心より謝意を表する次第である。また、本研究の実施に際して、貴重な御意見・御協力を頂いた総務省、法務省大臣官房司法法制部の皆様に加え、本研究を進めるに当たり、多大な御示唆と御教示を頂いた甲南女子大学の森丈弓教授に対し、厚く御礼を申し上げます。

令和7年3月

法務総合研究所長 森 本 加 奈

要 旨 紹 介

第1編 調査の意義及び概要等

●調査の意義・目的

効果的な治安対策の前提として、犯罪の発生状況を正確に把握する必要があるが、そのためには、警察等に認知されていない犯罪件数（暗数）を調べる必要がある。暗数調査の目的は、①警察に届けられなかった犯罪の種類、件数等を推定すること、②犯罪被害者と被害の実態に関する詳細な情報を入手すること、③犯罪動向に関する経年比較データ（定点観測データ）を収集すること、④治安等に関する国民の意識を明らかにすること、⑤犯罪被害実態に関する情報を関係機関・市民等に提供することである。

●第6回調査の概要

全国から16歳以上の男女6,916人（男女各3,458人。当初、男女合計7,000人を予定していたが、令和6年能登半島地震の被災状況に鑑み、特に甚大な被害を受け調査実施が困難であった石川県を調査対象地域から除外した。）を層化二段無作為抽出法により抽出し、令和6年（2024年）1月19日から同年2月29日にかけて、調査員が調査対象者宅を訪問し、個別に面接して聴き取り、回答を記入したほか、調査対象者が希望する場合は、オンラインでの回答を選択可能とし、また、ストーカー行為（恋愛感情等が満たされないことを理由に、つきまとい等の行為を繰り返し行うこと（執拗に電子メールを送信するなどの行為を含む））、DV（配偶者や恋人など親密な関係にある者等から振るわれる暴力）、児童虐待（17歳以下の児童に対する、保護者による、身体的虐待、性的虐待、養育の放棄・怠慢（ネグレクト）及び心理的虐待の行為）及び性的な被害に関する調査票については、自計方式（自記式回答用紙に調査対象者が記入したものを調査員が回収するか、郵送又はオンラインでの回答のいずれかの方法により提出を受ける方法）によって調査を実施した。有効回収数（率）は聴き取り調査4,179人（60.4%）、自計方式による調査4,103人（59.3%）であった。

第5回調査から大きく変更した点は、自動車盗、不法侵入未遂及びインターネットオークション詐欺を調査対象から外し、あおり運転及びインターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布を新たに調査対象に加えたことである。また、調査項目のうち、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響について尋ねる質問を新たに設けた。

分析は、犯罪被害の類型を、世帯犯罪被害、個人犯罪被害及び各種詐欺等被害に三分して行った。また、調査回答者の居住地、就労状況、住居形態については、次のようなカテゴリーに分類の上、分析を行った。

居住地については、都市規模別に見ることとし、「政令指定都市等」（政令指定都市及び特別区（東

京23区))、「人口10万人以上の市」(政令指定都市等を除く人口10万人以上の市)及び「人口10万人未満の市町村」の3カテゴリーに分類した。

就労状況については、「働いている」(「正社員・自営業者・公務員」及び「パート・アルバイト・派遣社員」)、「主婦・主夫」(「無職・定年」(「求職中(失業中)」)、「定年退職者、病気療養中など」及び「無職(前記2カテゴリー及び「主婦・主夫」を除く。))」、「学生」及び「その他」の5カテゴリーに分類した(複数回答の場合には、①正社員・自営業者・公務員、②学生、③パート・アルバイト・派遣社員、④主婦・主夫、⑤求職中(失業中)、⑥定年退職者、病気療養中など、⑦無職(④・⑤・⑥以外)の優先順位により、単一の回答となるよう振り分けを行った上で整理した。)

住居形態については、「アパート等」(「アパート・マンション」及び「テラスハウス・長屋(隣同士が壁でくっ付いている家)」)、「一戸建て」及び「その他」の3カテゴリーに分類した。

●犯罪被害の実態

全犯罪被害(調査対象とした世帯犯罪被害又は個人犯罪被害(児童虐待を除く。))に該当する犯罪被害)のいずれかに遭った人の比率は、過去5年間では全調査回答者の24.9%であり、令和5年1年間では11.5%であった。過去5年間における全犯罪被害の被害率は、第2回調査(平成16年)以降低下傾向にあったが、第6回調査(令和6年(24.9%))は第5回調査(平成31年(23.8%))と比べてやや上昇した。

●被害の有無に影響を与える要因

犯罪被害の有無に対して被害者の各属性等がどのように関係しているかを分析するため、ロジスティック回帰分析を行った。全犯罪被害については、モデルに採用されたもののうち、都市規模、住居形態、世帯人数、年齢層、就労状況、防犯設備が有意であり、具体的には、人口10万人以上の市に居住する人は人口10万人未満の市町村に居住する人に比べて、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、世帯人数2~3人の人及び4人以上の人は1人の人に比べて、39歳以下の人及び40~59歳の方は、それぞれ60歳以上の人に比べて、働いている人は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、防犯設備ありの人は防犯設備なしの人に比べて、それぞれ被害ありの確率が有意に高いなどの結果が得られた。

●犯罪に対する不安等

犯罪に対する不安等についての調査結果を経年比較したところ、第5回調査(平成31年)と第6回調査(令和6年)とでは、大きな変動は見られなかった。

●我が国の治安に関する認識

我が国全体の治安についての認識を経年比較したところ、第5回調査(平成31年)までは、「良い」とする人の構成比が一貫して上昇し、「悪い」とする人の構成比が一貫して低下していたが、第6回調査(令和6年)では、「良い」とする人の構成比が低下し、「悪い」とする人の構成比が上昇した。

●被害率と認知件数の比較

7つの被害態様（車上盗、バイク盗、自転車盗、不法侵入、強盗等、暴行・脅迫及び性的な被害）について、過去の調査結果における被害率と同時期の犯罪の認知件数の経年変化を掲示した図からは、それぞれ極端に異なった動きをしているものはないことが読み取れた。

第2編 犯罪被害状況

●世帯犯罪被害

世帯犯罪被害は、乗り物関係の被害（車上盗、自動車損壊、バイク盗、自転車盗及びあおり運転）と住居への不法侵入の被害に大別される。世帯犯罪被害の中では、過去5年間で見ると、あおり運転の被害率（16.5%）が最も高く、次いで、自転車盗、自動車損壊の順であった。

乗り物関係の被害について、被害に遭ったと答えた人の状況を見ると、自転車盗、あおり運転共に、居住地の都市規模が「人口10万人以上の市」の構成比が有意に高く、自転車盗では「人口10万人未満の市町村」、あおり運転では「政令指定都市等」の構成比が有意に低かった。また、自動車損壊、自転車盗共に、住居形態が「アパート等」の構成比が有意に高く、「一戸建て」の構成比が有意に低かった。あおり運転では世帯人数が「4人」の構成比が有意に高く、「1人」及び「2人」の構成比が有意に低かった。不法侵入被害について、被害に遭ったと答えた人の状況を見ると、住居形態が「アパート等」の構成比が有意に低かった。

被害の申告状況について、被害に遭ったと答えた人に占める捜査機関に被害を届け出た人の割合を見ると、バイク盗が最も高く、次いで、自転車盗、車上盗の順であり、盗難被害に遭った人の被害申告率が高い傾向が見られた。被害率が最も高かったあおり運転の被害申告率は、世帯犯罪被害の中で最も低い2.2%であった。

●個人犯罪被害

個人犯罪被害（強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗（自転車盗、バイク盗、車上盗、不法侵入盗、強盗、恐喝及びひったくり以外の盗難をいう。）、暴行・脅迫、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布、ストーカー行為、DV、児童虐待及び性的な被害）の中では、過去5年間（児童虐待は、18歳になるまでの間）で見ると、児童虐待の被害率（2.9%）が最も高かった。

被害に遭ったと答えた人の状況を見ると、インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布においては、「39歳以下」の構成比が有意に高く、「60歳以上」の構成比が有意に低かった。また、ストーカー行為においては、「女性」、「39歳以下」、「未婚」及び「別居」の構成比が有意に高く、「60歳以上」及び「既婚」の構成比が有意に低く、DVにおいては、「女性」及び「40～59歳」の構成比が有意に高く、「60歳以上」の構成比が有意に低く、児童虐待においては、「女性」、「39歳以下」及び「40～59歳」の構成比が有意に高く、「60歳以上」の構成比が有意に低かった。性的な被害において

は、「女性」、「39歳以下」及び「同棲」の構成比が有意に高く、「40～59歳」、「60歳以上」及び「既婚」の構成比が有意に低かった。

被害に遭った場所について、強盗・恐喝・ひったくり、個人に対する窃盗、暴行・脅迫、DV及び児童虐待においては、「自宅・自宅敷地内」、「自宅付近」及び「自宅のある市町村内」が7割以上を占めていたが、ストーカー行為及び性的な被害においては、「職場・アルバイト先」が最も多かった。

被害の申告状況について、いずれの被害（児童虐待を除く。）においても、捜査機関に被害を届け出た人より届け出なかった人の方が多かった。児童虐待においては、「誰にも相談しなかった」と答えた人が最も多く、被害に遭ったと答えた人に占める誰にも相談しなかった人の割合は6割を超えていた。

●各種詐欺等被害

各種詐欺等被害（クレジットカード情報詐欺、個人情報の悪用、特殊詐欺及び消費者詐欺）の中では、過去5年間で見ると、クレジットカード情報詐欺の被害率（6.5%）が最も高く、次いで、消費者詐欺、個人情報の悪用の順であった。

被害に遭ったと答えた人の状況を見ると、クレジットカード情報詐欺において、「働いている」の構成比が有意に高く、「主婦・主夫」の構成比が有意に低く、特殊詐欺未遂（特殊詐欺と思われる電話、メール、通知等を受けたこと）において、「男性」、「40～59歳」、「働いている」の構成比が有意に高く、「60歳以上」、「主婦・主夫」、「無職・定年」及び「学生」の構成比が有意に低く、特殊詐欺において、「男性」及び「60歳以上」の構成比が有意に高く、「40～59歳」では被害に遭った人はいなかった。

被害の申告状況について、被害に遭ったと答えた人に占める捜査機関に被害を届け出た人の割合を見ると、特殊詐欺が最も高く（57.1%）、その他の被害については、いずれも2割に満たなかった。

第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由

●犯罪被害申告の理由

申告の理由について、多くの被害において、「再発を防ぐため」や「加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）」が挙げられていたほか、車上盗、個人に対する窃盗等盗難関係の被害や各種詐欺等被害においては、「盗まれたもの（被害）を取り戻すため」や「加害者からの弁償を得るため」を理由として挙げた人が多かった。また、世帯犯罪被害のうち、あおり運転、個人犯罪被害のうち、強盗・恐喝・ひったくり、暴行・脅迫、ストーカー行為及びDVにおいては、「助けを求めするため」を理由として挙げた人も複数いた。

●犯罪被害不申告の理由

不申告の理由について、ほとんどの被害において、「それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）」を挙げた人が最も多かった。クレジットカード情報詐欺においては、「カード会社に

知らせた（カード会社が対応した）」、強盗・恐喝・ひったくり、ストーカー行為及びDVにおいては、「自分で解決した（加害者を知っていた）」が最も多かった。また、児童虐待においては、「どうしたらよいのか分からなかった」、「相談しても何もしてくれないと思った」を理由として挙げた人が多かった。

第4編 治安に関する認識・量刑に関する意見

居住地域における犯罪被害に対する不安については、個人犯罪被害に対する不安のうち夜間の一人歩きに対する不安と、世帯犯罪被害に対する不安のうち不法侵入の被害に遭う不安を取り上げて調査した。夜間の一人歩きに対する不安について、ロジスティック回帰分析を行った結果、人口10万人未満の市町村に居住する人は政令指定都市等に居住する人に比べて、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、世帯人数が1人の人は2～3人の人に比べて、女性は男性に比べて、39歳以下の人及び40～59歳の人は60歳以上の人に比べて、既婚・同棲の人は未婚の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ不安が高い傾向が見られた。不法侵入の被害に遭う不安について、同分析を行った結果、一戸建て住宅に居住する人はアパート等に居住する人に比べて、39歳以下の人及び40～59歳の人は60歳以上の人に比べて、働いている人は主婦・主夫・無職・定年の人に比べて、既婚・同棲の人は未婚の人に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ不安が高い傾向が見られた。

我が国の治安に関する認識について、同分析を行った結果、人口10万人未満の市町村に居住する人は政令指定都市等に居住する人に比べて、女性は男性に比べて、主婦・主夫・無職・定年の人は学生に比べて、世帯犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、個人犯罪被害に遭ったことがある人は遭ったことがない人に比べて、それぞれ我が国の治安が悪いと感じる傾向が見られた。

犯罪の具体的設例を示し、犯罪者に対する処罰の在り方に関する考え（量刑意見）を求めたところ、犯罪に対する不安の程度が比較的低い人は、量刑について、「罰金」を選択する割合が高く、「懲役（実刑）」を選択する割合が低い一方で、犯罪に対する不安の程度が比較的高い人は、量刑について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高く、「罰金」を選択する割合が低い傾向が見られ、治安に関する認識・評価が比較悪い人は、量刑について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高い傾向が見られた。また、犯罪被害の経験がある人は、量刑について、「懲役（実刑）」を選択する割合が高く、「分からない」を選択する割合が低い傾向が見られた。

研究部長 野 原 一 郎

第6回犯罪被害実態（暗数）調査

—安全・安心な社会づくりのための基礎調査—

総括研究官	青木朝子
総括研究官	石井智之
研究官	芦沢和貴
研究官	河原塚泰
研究官	松本誠司
研究官	永石聡
研究官	西平俊秀
研究官	藤井景子
研究官補	金綱祐香
研究官補	田中梨子
研究官補	黒川友里加
研究官補	太田弦
(前総括研究官)	平原政直
(前研究官)	村橋摩世
(前研究官)	石原淳一
(前研究官補)	鈴木愛弓

目 次

要旨紹介	i
第1編 調査の意義及び概要等	1
第1章 調査の意義	1
1 意義と必要性	1
2 目的	1
3 諸外国における暗数調査の状況	1
4 日本における暗数調査の状況	2
第2章 調査の概要及び結果	3
第1節 第6回調査の概要	3
第2節 主な結果	6
1 犯罪被害の実態	6
2 被害の有無に影響を与える要因	12
3 犯罪に対する不安等	23
4 我が国の治安に関する認識	28
5 被害率と認知件数の比較	29
第2編 犯罪被害状況	31
第1章 世帯犯罪被害	31
第1節 乗り物関係の被害	31
1 車上盗	31
2 自動車損壊	36
3 バイク盗	40
4 自転車盗	46
5 あおり運転	51
6 まとめ	56
第2節 不法侵入被害	57
1 被害の状況	57
2 被害の申告状況	59

3	まとめ	60
第2章	個人犯罪被害	61
第1節	強盗・恐喝・ひったくりの被害	61
1	被害の状況	61
2	被害の申告状況	63
第2節	個人に対する窃盗の被害	65
1	被害の状況	65
2	被害の申告状況	67
第3節	暴行・脅迫の被害	70
1	被害の状況	70
2	被害の申告状況	72
第4節	インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布の被害	74
1	被害の状況	74
2	被害の申告状況	76
第5節	ストーカー行為、DV、児童虐待の被害	78
1	ストーカー行為	78
2	DV	83
3	児童虐待	88
第6節	性的な被害	92
1	被害の状況	92
2	被害の申告状況	95
第7節	まとめ	97
第3章	各種詐欺等被害	98
第1節	クレジットカード情報詐欺の被害	98
1	被害の状況	98
2	被害の申告状況	100
第2節	個人情報の悪用の被害	102
1	被害の状況	102
2	被害の申告状況	103
第3節	特殊詐欺（未遂）の被害	105

1 被害の状況	105
2 被害の申告状況	108
第4節 消費者詐欺の被害	110
1 被害の状況	110
2 被害の申告状況	111
第5節 まとめ	113
第3編 犯罪被害の申告及び不申告の理由	114
第1章 総説	114
1 犯罪被害申告及び不申告の理由を調査する意義	114
2 犯罪被害申告の理由	114
3 犯罪被害不申告の理由	114
第2章 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由	115
第1節 犯罪被害を捜査機関へ申告した理由別の分析	115
1 盗まれたもの（被害）を取り戻すため	115
2 犯罪は捜査機関に届け出るべきだから	116
3 重大な事件だから	117
4 加害者を処罰してほしいから（加害者を捕まえてほしいから）	118
5 再発を防ぐため	119
6 助けを求めるため	120
7 加害者からの弁償を得るため	121
8 保険金を得るため（保険金請求のため）	122
9 家族・友人・知人から届け出るよう言われたため	123
10 犯罪被害者への支援を行うための機関・団体から届け出るよう言われたため	123
第2節 被害態様別の捜査機関への被害申告理由の分析	124
1 自動車関係の被害	124
2 バイク盗	125
3 自転車盗	125
4 あおり運転	125
5 不法侵入	126
6 強盗・恐喝・ひったくり及び個人に対する窃盗	126

7	暴行・脅迫	127
8	インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布	128
9	各種詐欺・個人情報の悪用	128
10	ストーカー行為	130
11	DV	130
12	性的な被害	131
第3節	捜査機関に対する満足度	132
第3章	犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由	133
第1節	犯罪被害を捜査機関へ申告しなかった理由別分析	133
1	それほど重大ではない（損失がない、大したことではない）	133
2	自分で解決した（加害者を知っていた）	134
3	捜査機関が取り扱うのが適切ではない問題だった（捜査機関は必要ない）	135
4	代わりに別の機関に知らせた	136
5	家族が解決した	137
6	保険に入っていないので、保険請求のための通報の必要がなかった	138
7	捜査機関は何もできない（証拠がない）	139
8	捜査機関は何もしてくれない	140
9	捜査機関が怖い又は嫌い（捜査機関に関わってほしくない）	141
10	仕返しのおそれからあえて届け出ない	142
11	被害に遭ったことを知られたくなかった（恥ずかしくて言えなかった）	143
12	加害者の処罰を望まなかった	144
13	どうしたらよいのか分からなかった（被害を届け出る方法が分からなかった）	144
第2節	被害態様別の捜査機関への被害不申告理由の分析	145
1	自動車関係の被害	145
2	バイク盗	146
3	自転車盗	146
4	あおり運転	147
5	不法侵入	147
6	強盗・恐喝・ひったくり及び個人に対する窃盗	148
7	暴行・脅迫	149

8 インターネット上での誹謗・中傷・個人情報の流布	150
9 各種詐欺・個人情報の悪用	150
10 ストーカー行為	152
11 DV	153
12 児童虐待	154
13 性的な被害	155
第4編 治安に関する認識及び量刑に関する意見	156
第1章 治安に関する認識	156
第1節 居住地域における犯罪被害に対する不安	156
1 夜間の一人歩きに対する不安	156
2 不法侵入の被害に遭う不安	163
3 まとめ	170
第2節 我が国の治安に関する認識	171
1 我が国の治安に関する認識	171
2 まとめ	177
第3節 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識	178
1 居住地域における犯罪被害に対する不安と我が国の治安に関する認識	178
2 まとめ	179
第2章 量刑に関する意見	180
おわりに	189
参考資料	191
1 調査票	193
2 基礎集計表	232